

# 令和4年余市町議会第1回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分  
 延 会 午後 1時37分

## ○招 集 年 月 日

令和4年3月1日（火曜日）

## ○招 集 の 場 所

余市町議事堂

## ○開 会

令和4年3月1日（火曜日） 午前10時

## ○出 席 議 員 （17名）

余市町議会議長 3番 中井 寿夫  
 余市町議会副議長 17番 土屋 美奈子  
 余市町議会議員 1番 野呂 栄二  
 " 2番 吉田 豊  
 " 4番 藤野 博三  
 " 5番 内海 博一  
 " 6番 庄 巖龍  
 " 8番 白川 栄美子  
 " 9番 寺田 進  
 " 10番 彫谷 吉英  
 " 11番 茅根 英昭  
 " 12番 近藤 徹哉  
 " 13番 安久 莊一郎  
 " 14番 大物 翔  
 " 15番 中谷 栄利  
 " 16番 山本 正行  
 " 18番 岸本 好且

## ○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔  
 副 町 長 細 山 俊 樹  
 総 務 部 長 須 貝 達 哉  
 総 務 課 長 増 田 豊 実  
 企 画 政 策 課 長 阿 部 弘 亨  
 地 域 協 働 推 進 課 長 北 島 貴 光  
 財 政 課 長 高 橋 伸 明  
 税 務 課 長 紺 谷 友 之  
 民 生 部 長 上 村 友 成  
 福 祉 課 長 中 島 紀 孝  
 子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 芹 川 か お り  
 保 険 課 長 中 島 豊  
 環 境 対 策 課 長 成 田 文 明  
 経 済 部 長 渡 辺 郁 尚  
 農 林 水 産 課 長 奈 良 論  
 商 工 観 光 課 長 橋 端 良 平  
 建 設 水 道 部 長 千 葉 雅 樹  
 建 設 課 長 篠 原 道 憲  
 ま ち づ くり 計 画 課 長 庄 木 淳 一  
 下 水 道 課 長 樋 口 正 人  
 水 道 課 長 照 井 芳 明  
 会 計 管 理 者 （ 併 ） 会 計 課 長 秋 元 直 人  
 農 業 委 員 会 事 務 局 長 濱 川 龍 一  
 教 育 委 員 会 教 育 長 前 坂 伸 也  
 教 育 部 長 中 村 利 美  
 学 校 教 育 課 長 高 田 幸 樹

## ○欠 席 議 員 （0名）

選挙管理委員会事務局長  
(併) 監査委員事務局長

石川 智子

○事務局職員出席者

事務局 長 羽生 満 広  
主 幹 枝 村 潤  
書 記 小 林 宥 斗

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定  
議長の諸般報告
- 第 3 令和3年余市町議会第4回定例会付託 議案第 5号 余市町手数料徴収条例等の一部を改正する条例案  
(余市町手数料徴収条例等審査特別委員会審査結果報告)
- 第 4 令和3年余市町議会第4回定例会付託 議案第 9号 第5次余市町総合計画について  
(第5次余市町総合計画審査特別委員会審査結果報告)
- 第 5 報告第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて  
(令和3年度余市町一般会計補正予算(第10号))
- 第 6 報告第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて  
(令和3年度余市町一般会計補正予算(第11号))
- 第 7 議案第 7号 令和3年度余市町一般会計補正予算(第12号)
- 第 8 議案第 8号 令和3年度余市町水道事業会計補正予算(第3号)
- 第 9 一般質問

---

開 会 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから令和4年余市町議会第1回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、議案11件、報告2件、委員会審査結果報告2件、他に一般質問と議長の諸般報告並びに令和4年度町政執行方針と教育行政執行方針です。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号10番、彫谷議員、議席番号11番、茅根議員、議席番号12番、近藤議員、以上のとおり指名いたします。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○8番(白川栄美子君) 令和4年余市町議会第1回定例会開催に当たり、昨日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名の出席の下、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、議案11件、報告2件、委員会審査結果報告2件、一般質問は8名により8件、令和4年度町政執行方針並びに教育行政執行方針、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日より3月17日までの17日間と決定しましたことをご報告申し上げます。

す。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

令和3年余市町議会第4回定例会付託に関わる日程第3、議案第5号 余市町手数料徴収条例等の一部を改正する条例案につきましては、委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

令和3年余市町議会第4回定例会付託に関わる日程第4、議案第9号 第5次余市町総合計画についてにつきましては、委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度余市町一般会計補正予算（第10号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度余市町一般会計補正予算（第11号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、議案第7号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第12号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、議案第8号 令和3年度余市町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、一般質問は、8名による8件です。

日程第10、議案第1号 令和4年度余市町一般会計予算、日程第11、議案第2号 令和4年度余市町介護保険特別会計予算、日程第12、議案第3号 令和4年度余市町国民健康保険特別会計予算、日程第13、議案第4号 令和4年度余市町後期高齢者医療特別会計予算、日程第14、議案第5号 令和4年度余市町公共下水道特別会計予算、

日程第15、議案第6号 令和4年度余市町水道事業会計予算の以上6件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、議長を除く議員16名で構成する令和4年度余市町各会計予算特別委員会を設置し、付託することに決しました。

日程第16、議案第9号 余市町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第17、議案第10号 余市町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第18、議案第11号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

また、今期定例会の運営に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から説明員につきましては審議案件を考慮した出席とする旨確認がなされておりますことをご報告申し上げます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

**○議長（中井寿夫君）** ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から17日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から17日までの17日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項

の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、浅野社会教育課長は自宅待機のため欠席の旨届出があり、これを許可したことをご報告申し上げます。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

---

**○議長（中井寿夫君）** 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、去る2月16日、倶知安町において開催されました後志町村議会議長会定期総会について報告いたします。総会では、令和4年度の事業計画及び歳入歳出予算、負担金賦課徴収方法等がそれぞれ承認、決定されておりますことをご報告申し上げます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定によります令和3年度事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の報告が教育委員会からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。なお、詳細につきましては、関係書類を事務局に保管してありますので、必要な場合ご覧いただきたいと思っております。

以上で諸般報告を終わります。

---

**○議長（中井寿夫君）** 次に、令和3年第4回定例会において付託に関わる日程第3、議案第5号余市町手数料徴収条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

この際、余市町手数料徴収条例等審査特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

**○18番（岸本好且君）** ただいま上程されました令和3年余市町議会第4回定例会において余市町手数料徴収条例等審査特別委員会設置付託に関わる議案第5号余市町手数料徴収条例等の一部を改正する条例案につきまして、その審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本特別委員会は、令和3年12月16日開催の本会議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私岸本が、副委員長に内海委員が選任されました。実質審議につきましては、令和4年1月24日、1日間で審議を終えた次第であります。

なお、委員の出席及び説明員の出席状況につきましては、お手元にご配付の委員会審査結果報告のとおりであります。また、審査の経過につきましては、議長を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。議案第5号余市町手数料徴収条例等の一部を改正する条例案につきましては、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

以上、慎重審議をいただき結論を得ましたことをご報告申し上げ、審査の結果の報告といたします。

**○議長（中井寿夫君）** 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議案第5号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第5号 余市町手数料徴収条例等の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決しました。

---

○議長(中井寿夫君) 次に、令和3年第4回定例会において付託に関わる日程第4、議案第9号 第5次余市町総合計画についてを議題といたします。

この際、第5次余市町総合計画審査特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○4番(藤野博三君) ただいま上程されました令和3年余市町議会第4回定例会において第5次余市町総合計画審査特別委員会設置付託に関わる議案第9号 第5次余市町総合計画について、その審査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

本特別委員会は、令和3年12月16日開催の本会議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私藤野が、副委員長に大物委員が選任されました。

なお、委員会の開催日、出席委員、説明員の出席状況につきましては、お手元にご配付の委員会審査結果報告のとおりであります。また、審査の経過につきましては、議長を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。議案第9号 第5次余市町総合計画についてにつきましては、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上、慎重審査をいただき結論を得ましたことをご報告申し上げ、審査結果の報告といたします。

○議長(中井寿夫君) 委員長の報告が終わりま

した。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号 第5次余市町総合計画については、委員長の報告のとおり決しました。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第5、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長(高橋伸明君) ただいま上程されました報告第1号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第1号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和3年度余市町一般会計補正予算(第10号)について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるとでございます。

令和3年度余市町一般会計補正予算(第10号)の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯等に1世帯当たり10万円を速やかに給付するため専決処分により関係経費の補正計上と繰越明許費の設定を行ったものでございます。

また、歳入につきましては、国庫支出金に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年3月1日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年1月14日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和3年度余市町一般会計補正予算（第10号）。

令和3年度余市町の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億771万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億7,800万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

歳出からご説明申し上げます。2ページをお開き願います。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、15目新型コロナウイルス対策事業費、補正額4億771万6,000円につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金として18節負担金補助及び交付金4億円、給付に係る事務費として1節報酬141万4,000円、3節職員手当175万6,000円、4節共済費23万1,000円、8節旅費2万円、10節需用費32万5,000円、11節役務費155万円、12節委託料242万円の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。下段でございます。

2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額4億771万6,000円、1節社会福祉費国庫補助金4億771万6,000円につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金に係る事業費補助金4億円と事務費補助金771万6,000円の補正計上でございます。

次に、繰越明許費につきましてご説明申し上げます。当ページ中段でございます。第2表、繰越明許費につきましては、事業の実施が翌年度に及ぶことから、当該事業費の予算を繰り越して使用できるよう予算措置するものでございます。2款総務費、1項総務管理費、事業名、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、金額4億771万6,000円。

以上、報告第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○8番（白川栄美子君） 今回の非課税世帯の臨時給付金、これその前のときに福祉灯油やりました。そのときに福祉灯油は民生委員さんとかがたしか関わってくれていたかなと思うのですが、今回のこの臨時給付金は民生委員さんの関わりというのはなかったのだろうかということ。

それと、申請者の窓口ですけれども、そこはいろいろな作業の中で大変ご苦労されながら作業しておられましたということは本当に存じておりますけれども、今回非課税世帯なので、多分包括にも、それから介護も受けていらっしゃる方でも、それから介護も受けていらっしゃる家庭も非課税でいると思うのです。その中でも知的もあれば、認知症も入っているという方もあった上で、今回申請者の該当

者というのは何%があって、どのぐらいの申請者、該当された方がどのぐらいいて、それこそもう既に支給されておりますので、それがどのぐらい今いらっしゃるのかちょっと伺いたいと思います。

いろいろな該当する方で申請できない方もいらっしゃったかと思うのですけれども、今言った要件の中で、知的もいれば、介護も受けていない方もいらっしゃるという中で、申請できない方もいらっしゃったのではないかなと思うのですけれども、それはどのように対応されていたのかということも伺いたいと思います。

**○福祉課長（中島紀孝君）** 8番、白川議員のご質問に答弁いたします。

民生委員の関わりにつきましては、基本的にこちらのほうからプッシュ型ということで非課税世帯の方を抽出いたしまして、確認書を出しておりますので、民生委員の関わりはございません。

それから、窓口につきましては該当者につきましては2月末現在になりますけれども、3,389件、それから支給実績につきましては2月末になりますけれども、2,347件の方が申請されてございます。

申請できない方につきましては、一応ケアマネジャーさんとかにもご依頼はしておりますので、対応はできているかと思っております。

**○8番（白川栄美子君）** ケアマネジャーさんというのは、要するに全部についているわけではないと思うのです。そういう中で、本当に申請に当たって該当者で1,000名ですか、いらっしゃるという中で、今後の中で町サイドのほうでは該当者に電話かけるということはないのでしょうか。かけて、申請してくださいとか、何かそういうのってないのですか。

**○福祉課長（中島紀孝君）** 8番、白川議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

確認書につきましては、一応発送から3か月以内ということで支給対象の方には通知してござい

ますので、また4月頃になりましたら、提出のなかった方につきましてはこちらのほうから再度該当者の方に通知をさせていただくということで考えてございます。

**○議長（中井寿夫君）** 他に質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

---

**○議長（中井寿夫君）** 日程第6、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○財政課長（高橋伸明君）** ただいま上程されました報告第2号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第2号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和3年度余市町一般会計補正予算（第11号）につい

て、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めらるるものでございます。

令和3年度余市町一般会計補正予算（第11号）の内容につきましては、平年を上回る降雪、積雪等により除排雪経費に不足が見込まれ、町民生活に支障を来すおそれがあることから、専決処分により除排雪経費の増額補正計上を行ったものでございます。

歳入につきましては、特別交付税に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年3月1日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年2月10日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和3年度余市町一般会計補正予算（第11号）。

令和3年度余市町の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億600万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明申し上げます。1ページをお開き願います。下段でございませう。3、歳出、8款土木費、2項道路橋りょう費、2目冬期除雪対策費、補正額2,800万円、12節委託料2,800万円につ

きましては、町道外除排雪委託料の追加計上でございませう。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。歳出の上段でございませう。2、歳入、11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額2,800万円、1節地方交付税2,800万円につきましては、必要となる一般財源について特別交付税を計上したものでございませう。

以上、報告第2号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 今年ちょっと雪が多かったものですから、専決で補正かけること自体は別に何も私は言わないのですけれども、ただ少し心配なのがこれで足りるかなと。3月入りまして、大分気温上がり出していますので、もうこのまま大雪降らないかなと思いたいところなのですけれども、なかなかシビアな予測の下できっと金額計算はされていると思うのですけれども、ただ専決かけた日の後もやっぱり何回か大雪降っているものですから、主としてここで組まれたお金というのはどっちかという排雪のほう中心に使っていくというイメージなのかなというふうに思っているのですけれども、どうなのでしょう。町が管理している道路、一回は多分全部排雪入ったのかなと思うのですけれども、場所によっては2回目入っていたところもあると思うのですけれども、排雪とは別に除雪のほうもやっぱり出動かかっていると思いますので、予算としては何とか3月末までこれで今のところいけるという見通しは立っているのでしょうか。それだけお願いします。

○建設課長（篠原道憲君） 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げます。

除排雪に関わる執行の状況でございませう。2月

10日付をもって専決処分をしたと。その後に降雪も確かにあったところをごさいます。除雪の出動もさせていただいたところをごさいます。また、今回まだシーズン途中ということでございまして、これからいつどれだけ降るかも注視しながら引き続き出動準備に万全を期してまいりたいというふうに考えてございまして、ご理解いただきたいと思ひます。

○8番(白川栄美子君) 今回ダンプもないという中で、なかなか排雪も大変だったのかなと思ひております。現在まで大体町の排雪ってどのぐらい終わったのかということと、大体、1回は多分やっていると思ひます。でも、まだ終わっていないところもあるのかなと思ひているのですけれども、どのぐらい終わっているのか。

それとあと、小路です。小路がなかなか、下からぐうっと雪かきしているわけでないので、上っ面だけやっていたら、今解けたときにぐじゃぐじゃという感じで、本当に歩きづらい、車も通りづらいという中で小路なんか多いのですけれども、そういうところは今後ちゃんと路盤整備みたいなのは考えないのだろうか、それとも雪降った段階でやるというふうに考えるのか、どうなのでしょう。

○建設課長(篠原道憲君) 8番、白川議員のご質問にご答弁申し上げたいと思ひます。

1点目の排雪の関係でございまして、これにつきましては、1月末時点で37日入ってございまして、その後延べ日数9日間入ってございまして、最終的には今現在延べ日数として46日間を作業として入っているところをごさいます。

また、2点目の小路の中での狭い道路を含めて、路盤整備含めたご質問でございまして、これにつきましては、我々も道路パトロールをして状況把握に努めているところなのですが、地域からいろいろと情報なんかもいただいているところをごさいます。どうしてもやはり狭い路線ですとか路盤

が厚くなって、こうした何日間の暖気によって盤が崩れたりというような状況で、灯油も運べないですとか、そういったお話も情報としていただいでございまして、そういった情報を聞きながら町民の生活、あるいは経済活動に支障ない形で対応させていただきたいと考えてございまして、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長(中井寿夫君) 他に質疑はありませんか。  
(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時38分

---

再開 午前10時50分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第7、議案第7号 令

和3年度余市町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第7号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第12号）について、その概要をご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算につきましては、国の令和3年度補正予算成立に伴いマイナンバーカード所有者の転出、転入手続ワンストップ化のための住民基本台帳ネットワークシステム改修委託料、保育士等、幼稚園教諭を対象とした賃上げ継続のための保育士等処遇改善事業補助金、国土強靱化のための宅地耐震化推進事業として大規模盛土造成地変動予測調査委託料の補正計上を行ったものであります。さらに、社会保障・税番号制度システム整備事業外1事業について本年度内に事業の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定したものであります。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う基金への積立金とふるさと納税取扱業務委託料の増額補正計上を行ったものでございます。

農林水産業費におきましては、交付対象者の追加に伴う農業次世代人材投資資金交付金の増額補正計上を行ったものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国、道支出金等特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

この結果、今回の補正予算額5億980万7,000円を既定予算に追加した予算総額は116億1,581万円と相なった次第でございます。

以上、今回ご提案いたしました補正予算（第12号）につきまして、その概要をご説明申し上げます。

ましたが、詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（高橋伸明君） 議案第7号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第12号）。

令和3年度余市町の一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億980万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億1,581万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月1日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。4ページをお開き願います。

下段でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額4億8,707万2,000円、24節積立金4億8,707万2,000円につきましては、寄附による社会福祉施設等建設基金積立金12万3,000円、余市町ふるさと応援寄附金基金積立金4億8,694万9,000円の計上でございます。

5目企画費、補正額2,020万2,000円につきましては、ふるさと納税に係る委託料2,170万円の計上のほか、コロナ禍により事業の未実施となりましたアイヌ関連事業経費として10節需用費7万3,000円の減、12節委託料のうちアイヌパンフレット作成委託料13万5,000円の減、18節負担金補助及び交付金のうちアイヌ文化関連施設周遊事業補助

金9万円の減額計上、また会津藩士入植150周年記念事業負担金120万円の減につきましてもコロナ禍による事業未実施に伴う減額計上でございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額341万円、12節委託料341万円につきましては、住民基本台帳ネットワークシステム改修委託料の計上でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、補正額122万6,000円、18節負担金補助及び交付金122万6,000円につきましては、保育士等処遇改善事業補助金の計上でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額712万7,000円、18節負担金補助及び交付金712万7,000円につきましては、農業次世代人材投資資金交付金の計上でございます。

6目農業土地基盤整備費、補正額2,200万円の減、14節工事請負費2,200万円の減につきましては、美園ファームpond管理用道路法面補修工事の事業実施見送りに伴う減額計上でございます。

8款土木費、5項都市計画費、1目都市計画総務費、補正額1,000万円、12節委託料1,000万円につきましては、大規模盛土造成地変動予測調査委託料の計上でございます。

2目公園管理運営事業費、補正額207万円、12節委託料207万円につきましては、あゆ場公園管理委託料の増額計上でございます。

次のページをお開き願います。10款教育費、4項社会教育費、4目図書館費、補正額20万円、17節備品購入費20万円につきましては、寄附に伴います図書購入費の補正計上でございます。

10款教育費、5項保健体育費、4目総合体育館運営費、補正額50万円、12節委託料50万円につきましては、総合体育館管理委託料の計上でございます。

11款公債費、1項公債費、1目元金、補正額142万6,000円、2目利子、補正額142万6,000円の減につ

きましては、利率見直し方式により借入れした長期債のうち、本年度見直し分に係る元利償還金の増額と利子の減額補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。

2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額317万2,000円、1節総務費国庫補助金317万2,000円につきましては、アイヌ政策推進交付金23万8,000円の減と社会保障・税番号制度システム整備費補助金341万円の計上でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額122万6,000円、2節児童福祉費国庫補助金122万6,000円につきましては、保育士等処遇改善臨時交付金の計上でございます。

4目土木費国庫補助金、補正額500万円、3節都市計画費国庫補助金500万円につきましては、宅地耐震化推進事業交付金の計上でございます。

16款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、補正額805万3,000円の減、1節農業費道補助金805万3,000円の減につきましては、農業次世代人材投資事業補助金712万7,000円と農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金1,518万円の減額補正計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額4億8,944万9,000円、1節総務費寄附金4億8,944万9,000円につきましては、1万5,148件の余市町ふるさと応援寄附金4億8,694万9,000円、7件の余市町まち・ひと・しごと創生推進プロジェクト応援寄附金250万円でございます。

4目民生費寄附金、補正額12万3,000円、1節民生費寄附金12万3,000円につきましては、社会福祉寄附金といたしまして安本翠様から10万円、学校法人北海道キリスト教学園リタ幼稚園園児・PTA様から2万3,000円でございます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

19款繰入金、4項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額1,880万円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金1,880万円につきましては、歳出におけるふるさと納税経費の増額に伴う繰入金の計上でございます。

次のページをお開き願います。20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額579万円、1節繰越金579万円につきましては、必要となる一般財源の計上でございます。

21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額60万円の減、1節雑入60万円の減につきましては、北海道市町村振興協会助成金の減額計上でございます。

22款町債、1項町債、1目農林水産業債、補正額510万円の減、1節農業債510万円の減につきましては、事業実施の見送りに伴います国営土地改良施設法面復旧事業債の減額計上でございます。

次に、繰越明許費補正につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正につきましては、繰越し事業の追加でございます。1、追加、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、社会保障・税番号制度システム整備事業、金額341万円。8款土木費、5項都市計画費、事業名、宅地耐震化推進事業、金額1,000万円。

次に、第3表、地方債補正につきましては、起債限度額の補正でございます。1、変更、起債の目的、国営土地改良施設法面復旧事業債、補正前限度額510万円、補正後限度額ゼロ円。

以上、議案第7号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 5ページのところで2つ

伺いたいですけれども、1つは保育士の処遇改善の話だったのですけれども、こちら民間のほうをという話で、それはそれでいいのだけれども、では町立のほうはどうするのかという。そちらも保育士さんちゃんというわけですけれども、そちらへの処遇改善というのは据置きなのか、もともと持っている予算の中でやりくりが利くから、今回上がってこなかったのかは分からないのですけれども、その辺どうなっているのかなというのが1つと、2つとしては同じ5ページの一番下のほうの大規模盛土の変動予測というのは、これどこのことなのか。恐らく火葬場のことではないかなと推測されるのですが、それ以外にも大規模な盛土によってつくられている場所がほか町内にあるのだとすれば、それどこのかもついでに教えていただきたいと思います。

○総務課長（増田豊実君） 14番、大物議員の町立保育所の保育士の処遇改善について私のほうからご答弁申し上げたいと存じます。

町立の保育士につきましては、私どもと同じ行政職の給料を適用しているところでございます。処遇改善につきましては今回は見送っているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○まちづくり計画課長（庄木淳一君） 14番、大物議員からの大規模盛土造成地に関するご質問に答弁申し上げます。

本町で大規模盛土造成地と位置づけられている場所につきましては、この役場の上のモイレ台団地、さらには旧航空専門学校跡地の2か所でございます。

○14番（大物 翔君） 盛土のことは分かりました。

保育所のほうだったのですけれども、確かに位置づけとしては行政職だからというのは一義的には理解できるのです。ただ、やっている業務内容で考えたら、そう極端な違いってないと思うので

す。だから、例えば現在の基準で考えたときに町立の保育士さんがべらぼうに処遇されているのであれば、そうなのかなとは思っただけけれども、そういうわけでもないと思うのです。だから、今回制度の対象ではなかったから見送りますというのも一つのものだとは思っただけけれども、ただどうなのだろうなという。例えば不幸にして民間のほうはどちらかというあまり処遇が、こういう言い方したくないが、行政職の方、町立の方から比べればあまりよくないから、格差を縮めるのだという中でいくのであれば、それは理解できるのです。ではなくて、であればこっちのほうも考えてあげる必要ってあるのではないのかなというふうに思ったものだから、聞いておるのですけれども、どうでしょう。

○総務課長（増田豊実君） 14番、大物議員の再度のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

先ほども申し上げましたとおり、私ども行政職の給与表を保育士も適用しているところございまして、私どもは基本人勸に準じているところございまして、業務量についてということではなく、あくまでも処遇の改善というところございまして、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第12号）は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第8、議案第8号 令和3年度余市町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（照井芳明君） ただいま上程されました議案第8号 令和3年度余市町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたび補正いたします主な内容につきましては、資本的支出につきまして配水管布設替え事業、設計委託事業業務等の建設改良事業費の確定見込みにより2,233万1,000円の減額補正をいたすものであります。

また、資本的収入につきましては工事費の確定見込みに伴う工事負担金並びに企業債合計で2,930万5,000円の減額補正をいたすものであります。

さらには、収益的支出、営業費用におきまして、減価償却費の確定見込みによる減額補正と配水管布設替えに伴う配水管の除却、量水器の除却等に伴う固定資産除却費の増額補正をいたすものであります。

営業外費用につきましては、企業債借入れ利息の確定見込みによる減額補正、工事費の確定見込みに伴う課税仕入れの減額と給水収益の増による、課税売上げの増による消費税及び地方消費税の増額補正により、水道事業費用合計2,038万6,000円の増額補正をいたすものであります。

収益的収入につきましては、給水収益の増額補正と除却処分した資産に係る長期前受金戻入の増額補正により、水道事業収益合計2,656万6,000円の増額補正をいたすものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第8号 令和3年度余市町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条 令和3年度余市町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

項目、（4）主要な建設改良事業、（ア）配水管整備事業、既決予定量2億5,321万円、補正予定量2,043万9,000円の減、計2億3,277万1,000円。

（ウ）水道施設整備事業、既決予定量1,750万円、補正予定量61万5,000円の減、計1,688万5,000円。

（エ）浄水施設整備事業、既決予定量681万2,000円、補正予定量82万5,000円の減、計598万7,000円。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款水道事業収益、既決予定額6億6,986万8,000円、補正予定額2,656万6,000円、計6億9,643万4,000円。

第1項営業収益、既決予定額5億3,811万5,000円、補正予定額1,590万8,000円、計5億5,402万3,000円。

第2項営業外収益、既決予定額1億3,175万3,000円、補正予定額1,065万8,000円、計1億4,241万1,000円。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額6億5,578万3,000円、補正予定額2,038万6,000円、計6億7,616万9,000円。

第1項営業費用、既決予定額5億5,533万1,000円、補正予定額1,825万4,000円、計5億7,358万5,000円。

第2項営業外費用、既決予定額9,935万2,000円、

補正予定額213万2,000円、計1億148万4,000円。

次のページをお開きください。第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2億6,961万7,000円」を「2億7,659万1,000円」に、過年度分損益勘定留保資金「2億2,835万1,000円」を「2億1,085万5,000円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「2,092万5,000円」を「1,878万7,000円」に、当年度分損益勘定留保資金「2,034万1,000円」を「4,694万9,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款資本的収入、既決予定額3億6,768万5,000円、補正予定額2,930万5,000円の減、計3億3,838万円。

第3項工事負担金、既決予定額1,350万円、補正予定額129万5,000円、計1,479万5,000円。

第4項企業債、既決予定額2億8,420万円、補正予定額3,060万円の減、計2億5,360万円。

支出、科目、第1款資本的支出、既決予定額6億3,730万2,000円、補正予定額2,233万1,000円の減、計6億1,497万1,000円。

第1項建設改良費、3億1,110万円、補正予定額2,233万1,000円の減、計2億8,876万9,000円。

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的、配水管整備事業、補正前限度額1億8,280万円、補正後限度額1億6,030万円。

起債の目的、水道設備整備事業、補正前限度額1,750万円、補正後限度額1,020万円。

起債の目的、浄水施設整備事業、補正前限度額550万円、補正後限度額470万円。

令和4年3月1日提出、余市町長、齊藤啓輔。

1ページをご覧ください。令和3年度余市町水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、補正額のみ申し上げます。収入、第1款水道事業収益、補正額2,656万6,000円、第1項営業収益、補正額1,590万8,000円、第1目給水収益、補正額

1,590万8,000円につきましては、給水収益の増額補正でございます。

第2項営業外収益、補正額1,065万8,000円、第3目長期前受金戻入、補正額1,065万8,000円につきましては、除却処分した資産に関わる長期前受金戻入の増額補正でございます。

支出、第1款水道事業費用、補正額2,038万6,000円、第1項営業費用、補正額1,825万4,000円、第4目減価償却費246万5,000円の減につきましては、減価償却費の確定による減額補正でございます。

第5目資産減耗費、2,071万9,000円につきましては、資産減耗費の確定に伴う増額補正でございます。

第2項営業外費用、補正額213万2,000円、第1目支払利息、148万円の減につきましては、企業債借入れ利息の確定見込みに伴う減額補正でございます。

第2目消費税及び地方消費税、補正額361万2,000円につきましては、工事費の確定見込みによる課税仕入れに伴う納付と消費税及び地方消費税の増額補正でございます。

2ページをお開きください。資本的収入及び支出、補正額のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入、補正額2,930万5,000円の減、第3項工事負担金、補正額129万5,000円、1目工事負担金、補正額129万5,000円につきましては、工事費確定見込みに伴う増額補正でございます。

第4項企業債、補正額3,060万円の減、第1目企業債、補正額3,060万円の減につきましては、企業債の減額に伴う減額補正でございます。

支出、第1款資本的支出、補正額2,233万1,000円の減、第1項建設改良費、2,233万1,000円の減、第2目配水設備改良費、2,089万1,000円の減につきましては、配水管布設替え工事費の確定見込みに伴う減額補正であります。

第3目水道設備整備費61万5,000円の減につき

ましては、水道設備事業の委託、作成業務の確定見込みによる減額補正であります。

第4目原水設備改良費82万5,000円の減につきましては、設計委託業務の確定見込みによる減額補正でございます。

以上、議案第8号 令和3年度余市町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 1ページのほうで聞きたかったのですが、当初の補正前よりも営業収益がどうやら上向くようだという予想が出ていますけれども、これの主たる要因は何であると原課としては考えていますか。

○水道課長（照井芳明君） 14番、大物議員からの給水収益の増につきまして答弁申し上げたいと思います。

昨年度と比べますと、やはりコロナの影響によりまして事業自体が行われている部分があるということで増という形で捉えておりますけれども、詳細につきましてはただいま検証中でございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 令和3年度余市町水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時21分

---

再開 午前11時30分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第9、一般質問を行います。

なお、一般質問は一問一答方式により実施します。発言時間は、質問、答弁を含め45分以内の時間制限となっており、持ち時間5分前にベルを鳴らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号11番、茅根議員の発言を許します。

○11番(茅根英昭君) 令和4年第1回定例会に当たり、1件の一般質問を行います。町長におかれましては、誠意のある答弁のほどよろしくお願いいたします。

件名、齊藤町長の1期目の総括と2期目の出馬について。齊藤町長は、平成30年8月に町民の強い支持を受け、当選されました。地方自治体とは、住民の幸福度の充実と安心、安全なまちづくりなくしては地方自治体の存在意義が薄れます。町長の就任以来、後志自動車道の開通含め交流人口が増え、産業や観光等にも大きい効果を感じます。

しかしながら、並行在来線存続を踏まえ、大きな壁にも立ち向かわれております。町長は、産業振興、観光振興、余市モデルの早期な医療支援を行い、新規事業の食の都よいちプロジェクトを立ち上げ、さらには企業との連携や戦略推進マネジャーの採用、また町政執行方針では1、暮らし続けたいまちへ、2、余市の魅力を確かな価値へ、3、共に創るまちへの3本の柱を打ち出されました。また、並行在来線のブロック会議においても存続の強い姿勢を打ち出しております。ふるさと納税で余市感謝祭など効果的な広報活動を含め行い、子育て支援の推進も新しい取組を様々されております。また、介護、福祉分野の充実にも取り組まれています。そのような中、齊藤町長は令和4年9月に1期目の任期の終了を迎えますが、町民の関心も強い事項であることから、そこで以下の質問をいたします。

1、齊藤町長の1期目の総括について。

2、余市町長としての2期目の出馬について。

○町長(齊藤啓輔君) 11番、茅根議員の質問に答弁します。

1点目の1期目の総括についてですが、私は就任以来財務状況の改善に積極的に取り組んできたところであり、就任時より経常収支比率は約7%改善、ふるさと納税については今年度8億円に迫り、約13倍に増加するなど、財政バランスの健全化の兆しが見えてきたところです。また、財政面以外でも出産、子育て政策の強化、域内外の余市応援団の増加、関係人口の構築、広域連携による効率的な自治体運営への取組、若手職員の教育強化、ワインをはじめとする余市ブランドの世界レベルへの向上など着実に効果が見え始めているところと感じています。その一方で、道の駅の整備や老朽化する公共施設の再編などの課題もありますが、選択と集中による合理的な行政運営により、1期目として変化する余市町の礎をつくったのではないかと感じています。

2点目の2期目の出馬につきましては、先日2月22日の北海道新聞の記事のとおりでございます。

**○11番（茅根英昭君）** 今町長からは財務の改善、これは7%改善されそうですということとふるさと納税におかれましては8億円、先ほどの予算にも入っております4億数千万円ということの一般財源の増ということも含めて13倍増えましたよということです。財務バランスについては、そういったバランスを考慮しながらやっていると。子育て支援についても新たな取組もして、出産、育児の部分でも増額を図っているということもあります。そういったことも踏まえて、私のほうからは、6行目辺りに産業振興、これは農業、漁業のことについて聞いております。先ほど答弁にもありましたワインを核として果樹、野菜を中心とする強い農業を推進するという、具体的に農林水産課などでも新たな地域ブランド構築も含めて取り組んでいると思いますが、やはり一次産業の農業、漁業なくしての、推進なくしては余市町の発展はあり得ないと。やっぱり強いところを伸ばすと。弱いところはじっと我慢するということの政策も現れておりますので、再度農業と漁業、観光業についてどのように取り組まれていくかということをお聞きさせていただきます。

**○町長（齊藤啓輔君）** 11番、茅根議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

一次産業の戦略ということですが、余市の強みは何かというのをもちろん見据えた上でやらなければならないわけでございます。総花的に予算をつけたところで、全てが中途半端になるから、一点突破でやっていくのが一番合理的だということは各所で言っているとおりです。その一つの例としましては、ワイン用ブドウの品種によって補助金を変えるということを政策としてやりました。公金を使う以上総花的にやるのではなくて、政策の方向性をきちんと道づけるような公金の使

い方をしなければ、町の発展の礎は築けないというような思想に基づいてやったわけです。これは、もちろんかつてから生産されている農家さんにとっては我々がやってきたことを否定するのかもしれないような意見もあるかもしれませんが、そうではなくて、これまでやってきてこられたことには敬意を表しながらも、今後の、公金を使う以上はきちんとした道を整備するという思想に基づいて品種を変えるということに予算をつけるというようなことをやっていったわけです。このようにROI、リターン・オン・インベストメントといいますが、きちんと投資効率、町が求めていくような道筋をつくるように予算をつけるというようなことで、一次産業をより活性化させるような手法を取っているということでもあります。

**○11番（茅根英昭君）** 今町長がおっしゃった一次産業の強みを生かすということについては、余市の地の利を生かすということは非常によいと考えます。その反面、新規就農者の方も、特にワインをやりに来た方がなかなかワイン用の苗木の確保が厳しいということに対しても、どのような形を取り組まれておられるのか。

また、一点突破ということで、政策は非常によいところもありますが、農業、漁業を続けるに当たって、やはり働き手の確保も求められていると思います。その点について、2点、どのように考えておられますか。

**○町長（齊藤啓輔君）** 11番、茅根議員の質問に答弁をさせていただきたいと思っております。

地の利を生かした苗木の確保ということですが、苗木の確保は町の仕事ではございませんので、必要があれば関係者と意見交換をしながら、どのようなルートがあるのかというような情報提供はしているというわけでございます。

人手の確保についても、こちらも町の仕事ではございませんが、もちろん関係各所と意見交換をしつつ担当の関係機関に働きかけるということは

やっているといるわけでございます。

**○11番（茅根英昭君）** 町長は町のお仕事ではないということも言われていますが、町民の中でも農業、漁業をやる上で、やはり困っていることに対して町がそのところのビジョンをどのように手厚いフォローしてあげられるかというのも一つの余市の強みをさらに伸ばす前の要因を対策するという、それを予算配分するのも町の役割だと私は思います。国のほうも農業、漁業の働き方改革ということもやっております。これは、いろいろな報道機関等は働き方改革という中では、学校関係が主に教職員の働き方改革というのは多く報道されておりますが、一次産業の働き方改革、こういう部分についても各都道府県、北海道でも、とにかく大きな北海道のエリアですから、やはりそこにどのように都心から自分の町に引っ張ってくるかと。それで、この5年、10年スパンを見据えて、働き方改革の重要な予算配分をして、この5年、10年に備えると。これから農業者も漁業者も高齢化になってきております。資源は可能性のある余市ですから、その可能性の部分を守っていくということに関して、頑張っって伸ばしたいけれども、働く方がいない、またコロナ禍においてやはり海外の人材不足というのがこれは本当に露呈されていると思います。そういった部分に対していま一度、町長もいろいろな国や道とのパイプも多種にありますので、そういったことも踏まえて再度質問させていただきます。

**○町長（齊藤啓輔君）** 11番、茅根議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思っております。

質問の趣旨としては、人手の確保ということかと思っておりますけれども、人手の確保自体は、もちろん先ほども申し上げましたとおり、町の仕事ではないわけでございます。他方で、様々な行政機関との付き合いがあるわけですから、そこに関しては様々な情報提供すると。もちろんコロナ禍で海外の研修生などが入ってこなくなったときに町の

ほうから関係の協同組合などに必要あったらこちらもつなげるルートがあるから、必要あれば随時相談してくれというようなことは言っているわけでありまして。特段相談はなかったわけですが、このように必要に応じて町としてはサポートする体制を取っているということでございます。

**○11番（茅根英昭君）** 今後は一次産業の振興というものを踏まえて、町民の中でも余市町の行政に様々な支援策とか要望だとか、いろいろなことをやっていく可能性が高いと思いますので、そのときはご検討のほどよろしく申し上げます。

続きまして、観光、これは我が町余市も食関連推進事業として食の都よいち、新たな政策の、齊藤町長の主要な課題として毎年度観光振興、食関連については様々な分野で予算配分、または政策の新しい実現に向けて出しているところでございます。今回私は齊藤町長の1期目の総括の中で、2期目はこれから代表質問、予算委員会もありますので、私も質問させていただきますが、今回について観光、このアフターコロナ、これらに向けてどのような観光振興を考えておられますか。

**○町長（齊藤啓輔君）** 11番、茅根議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

観光という面に関しては、まず人の動きから分析しますと、後志自動車道の延伸によって札幌が非常に近くなって、例えば札幌西インター付近に住んでいる方に関しては、夕飯の買物にまで余市に来るといったようなことが可能になったというわけでございます。このような地の利を生かして、すばらしい食材が手に入るところがありますから、その点はもう一つの核としてなっているのではないかとこのように思っているわけでございます。また、統計データを見ると年間大体100万人の観光客が訪れており、そのうちの60万人、60%がニッカウキスキーを目当てに来ているわけでございますし、重要文化財にも指定された

ので、その点観光の核にあることは間違いないわけでございます。また、ワインの面に関しても収穫期には特段案内をしなくてもすぐに収穫に来たいという人が満員になるなど反響を呈しているわけです。この点もうまく生かしながら、ツーリズムの拠点としてやっていければいいのかと思っております。この点に関しては、3月29日にリーデル社、御存じか分からないですが、世界で最も有名なワイングラスのメーカーであるリーデル社と包括協定を結びますので、これは全世界で余市が唯一だと思いますので、そういう面も生かして観光の起爆剤になるのではないかというふうには思っています。

○11番（茅根英昭君） 今人の動き、札幌から余市に来ることも踏まえてという、そういった動きもあると思います。また、他方で余市から札幌に買物行く方も増えるのではないかなという懸念もされていますが、今のところ札幌から、道内外から余市に来る観光交流人口がどんどん増えているというよい面がされているところでございます。私も初めて聞きますが、皆さんもだと思いますが、3月29日、そういうようなリーデル社との契約というのは非常にいいと。こういういいことはどんどん進めていただきたいと思っております。反面、今農業もそうですが、漁業も先ほど言った人材不足が、ワインの収穫時期に物すごく、ワイン醸造家の発信力なのか、様々な登に対してのブランド力なのか、町内外から、町も含めて、町長も含めて、様々なPRの成果も含めていろいろなところで収穫時のときに物すごく人が来ています。ただ、そういったプラスの効果反面、その方々が2日、3日いたいだけけれども、ちょっと滞在をできるところが少ないと。ないとか、そういったことも聞かれます。これは、一時的な余市の今までの日帰りの観光振興特有だった部分よりもやっぱり滞在型、1日でも2日でも3日でも長期滞在、中長期滞在をしてもらえるような政策の実現に向けてど

のように考えておりますか。

○町長（齊藤啓輔君） 11番、茅根議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思っております。

宿泊施設がないというような質問の趣旨だと思っておりますけれども、宿泊施設をつくるのは町の仕事ではもちろんありません。他方で、宿泊者を増やすような取組は観光協会を中心にアルベルゴ・ディフーズなどやっているわけでございます。もちろん人が動くのであれば、それはビジネスチャンスですから、ビジネス主体が主体的に考えるべき事項でございます。実際に民泊ですとかゲストハウスを運営されている方とかもちろんいるわけでございますから、その点はビジネスの主体として考えるべきであると思っておりますし、温泉施設に宿泊施設を併設してはいかがでしょうか。

○11番（茅根英昭君） 多種多様なご助言、ありがとうございます。私が言っているのは、1か所のワイン農家に50人も60人も来るわけなのです。そういったところが10件あれば、倍々ゲームでそれがなると。収穫時期は、物すごく時期的に混み合うと。例えば町ができる最大限の自分の町であるものを活用するという方策の中で考えると、体育館など、今使われていない体育館をその時期に活用するという考え方はないでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 11番、茅根議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

具体的には収穫期に空いている体育館などで、旧栄小の体育館に寝泊まりさせてはどうかということだと思いますけれども、町がやるつもりはありません。他方で、それを借りてビジネスにしたいというような話であれば、相談に乗る用意はあります。

○11番（茅根英昭君） まだまだ諸問題と時間がないので、次行きます。

並行在来線ブロック会議、ずっと長年見てきて、町長の道に対する、JRに対するいろいろな話し方のやり方というのは私は応援させていただいて

おります。または、北海道、高橋知事の時代に以前の町長が苦渋の決断をして、余市町がそういったことを結んだのは仕方ないことであって、これからどうするかという課題の中で、新聞報道でもそうですが、なかなか苦戦を強いられていると。今まで様々な議員さんがJRの東口の乗降客数の増加を図るという考え方を示されています。私も一般質問でも様々なことでは言わせていただいています。やはり2期目に向かってチャレンジする、そういう国や道のパイプを使いながらどのようなことで並行在来線を残していくという決意があるのかをお尋ねさせていただきます。

**○町長（齊藤啓輔君）** 11番、茅根議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

並行在来線に関しては、小樽市がまだ態度保留ですけれども、それ以外はバス転換というふうに沿線自治体は態度を表明しているわけです。私の主張としては、いつもいろいろところで言っていますけれども、朝の人員の輸送を迅速に大量に運ぶのが確保されるのであれば、手段問わないというふうには私はいろいろところで言っているわけです。それ現状では鉄道に分がありますよねというようなことを言っているわけでございます。ですから、その点をもちろん確保するようにやっていくというつもりであるわけでありまして。また、北海道に関しては根室線、新得辺りの話もそうですけれども、沿線自治体だけで決める話ではないので、ここはきちんと道についてもイニシアチブを取りながら、もちろん例えば余市小樽間であったとしても別に小樽と余市だけの問題ではなく、広域での交通の話だから、そこは北海道、広域自治体としてきちんと態度を示さないと駄目でしょうというような苦言はいつも呈しているということでございます。

**○11番（茅根英昭君）** 余市町ができる最善策を一生懸命取り組んでいただきたい。その一つとして、3年、5年先の子育て世代、このJRを使う、

利用する方々の声をもっともっと拾い上げていただきたい。今まで、ここにおられる方々のお子様方もJRを使って小樽、札幌に行った方も多いと思います。今これから乗る方が苦勞をすること、やはり今一生懸命最善を尽くして、どのようにできるかの得策を考えていただきたいと思います。

最後に、第5次総合計画の新規で防災1件、消防2件、子育て3件、下水道も1件、公営設備、住環境整備が3件の食と観光1件、学校教育、社会教育2件、新規事業も様々な取り組んでいかれると思いますが、いま一度齊藤町長の強みを生かしつつ謙虚に邁進していただけることを願いまして、最後に余市町長として2期目の出馬について再度新聞報道にはない生の声の熱意をお聞かせください。

**○町長（齊藤啓輔君）** 11番、茅根議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

2期目に関しては後援会のほうから依頼を受けまして、私も受諾して、出馬するということではありますが、その新しい論点としてはやはり道の話の場所もありませんし、今論点になっている火葬場の場所を移転するという話もあります。これに関しては、所管委員会で報告されていると思いますが、都市公園のところに移転するというふうに進めるということでございます。それに加えても、様々な余市のこれまでの礎になってきたところをさらに増加させていくというようなことも論点としてありますし、もちろん財政状況もよくなってきたから、これも続けていくというのと、あとは広報でも書かせていただきましたけれども、今後問題になる論点としては水道料金の話だとか、様々な自治体が絡む問題があります。この点を皆さんとも話し合いをしながら解決、未来に向けてきちんと町を興す施策をやっていききたいということでございます。

**○議長（中井寿夫君）** 茅根議員の発言が終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時58分

---

再開 午後 1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位2番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番（大物 翔君） 令和4年第1回定例会に当たり、さきに通告済みの質問1件について答弁を求めます。よろしくお願ひします。

町道穂波線に隣接する用排水路への転落防止対策について伺います。黒川町には、道道登停車場線、登街道に並行する形でこれの木通りと中通り2号線をつなぎ、大型量販店の南側を走る町道穂波線があります。ここには並行する形で用排水路が存在し、一部は暗渠化されていますが、現在も農地のある場所では歩道との間に転落防止の柵もなく、急な斜面の下に用排水路がむき出しの状態になっています。町道穂波線は主要な通学路でもあり、近所の方が買物に行く際などにもよく利用されており、また4月から余市循環線のバス通りにもなる予定で、今後歩行者の増加、さらには高速道路の新しいインターチェンジの建設、中通り2号線の道道としての整備も見込まれていることから、自動車の往来増加も予想されます。こうした背景から、今までは車道を走っていた自転車もやむを得ない事情で歩道を走行する事態が今まで以上に増えることが予想され、擦れ違いの際に用排水路への転落事故が発生する危険性が高まると考えます。今後周辺環境の変化を踏まえるなら、用排水路への転落防止の柵の設置や暗渠化を検討していく必要があると考え、以下伺います。

1つ、町が管理する道路に隣接する用排水路で歩行者等の転落防止対策が取られていない箇所はどの程度あるかについて。

2つ、町道穂波線横の用排水路が整備された時期及び管理運営主体、用排水路側に歩道が設置された時期について。

3つ、町道穂波線の歩行者や自転車の転落や自動車の脱輪などの事故発生事例について。

4つ、今後を見据えての町道穂波線における用排水路への転落防止対策について。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁します。

1点目の町が管理する道路に隣接する用排水路で歩行者等の転落防止対策が取られていない箇所についてですが、道路と隣接地に高低差がある箇所につきましては、日本道路協会が定める防護柵の設置基準に基づいて設置しております。

2点目の用排水路が整備された時期及び管理主体、用排水路側に歩道が設置された時期についてですが、平成2年度から平成8年度にかけて町が実施した黒川町穂波線の道路改良事業で歩道を整備するとともに、用排水路を機能補償により整備したもので、現在、管理は余市町が行っております。

3点目の事故発生事例についてですが、これまで黒川町穂波線における脱輪などの事故発生事案の報告はありません。

4点目の今後の転落防止対策についてですが、今後とも防護柵の設置基準に準拠し、通行者の安全、安心に努めてまいります。

○14番（大物 翔君） 1番目については分かりました。

2番目だったのですけれども、もともとは多分土地改良区か何かが農業排水路として造ったものだったと思うのです、もともとの起こりは。それからいろいろあって、今の形になったと。その際に排水路だったところを町のほうに寄附してもらって、歩道を整備したという流れだったのだらうと思うのですけれども、その際にはやっぱり柵を設置しなければいけない基準というわけには特

になっていなかったから、あそこだけそのまま草  
地があって、斜面があってという、ああい構造  
で、柵も何もつけなかったという形だったのかな  
というふうに推測されるのですけれども、ただ一  
方で住宅張りついている部分に関しては暗渠化な  
どされているわけなのです。この違いというのは  
何なのかなというのをまず伺いたいです。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の  
質問に答弁させていただきたいと思います。

いずれにしても、防護柵の設置基準に基づ  
いて必要な箇所に設置しているというところでご  
ざいます。

○14番（大物 翔君） 基準上は問題ないから大  
丈夫よというお話なのですけれども、1つ心配だ  
ったのが3番目、事故事例はないよという話だ  
ったので、4番目のほうに行くのですけれども、結  
局何が心配かといったら、前文に大体書いてある  
とおりなのですけれども、正直あその道路って  
ふだんの交通量から見ると、今時点では随分大き  
な道路で、歩道もしっかり整備がされていると。  
ただ、ここだけではなくてもやっぱり自転車の往  
来のルールが結構あやふやになってしまっている  
のです。というのも、ご承知のとおり、自転車と  
いうのは車両なのだけれども、運転免許が要らな  
いものだから、学校などで自転車の乗り方、走り  
方みたいな講習もされているとは聞くのだけれど  
も、本来であれば駅前とか国道の一部のような歩  
道を自転車が走ってもいいですよというふうに定  
められているところ以外は原則駄目なのです、本  
当は。ただ、前文にも書きましたけれども、そう  
はいってもちょっと車の往来の関係で危なくて歩  
道を走る場合は、歩道走行が認められているとい  
うのが道交法の規定なのです。ほかの道路でも割  
と歩行者が歩いていて、本当は歩行者を最優先に  
しなければいけないのに、自転車に乗っている人  
がどける、邪魔だと、罵声を浴びせられたとい  
う話は結構あるのです。だから、その辺のルールが

ちょっとあやふやな状態なものだから、今後この  
場所が結果として交通量が増えると、人も自転車  
も車もという前提に立つならば、基準は基準とし  
てあるのだけれども、ちょっと今までどおりの運  
営だと少々危なっかしい部分が出てくるのではな  
いのですかというので今回質問させていただいて  
いるのです、基準は基準としてあるとして。その辺  
どうなのでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の  
質問に答弁させていただきたいと思います。

今後についても基準は基準として持ちつつ状況  
を注視しながら、歩行者の安心、安全に努めてま  
いりたいと思っております。

○14番（大物 翔君） もう一つ大事な話としま  
して、先ほど町長のほうにも答弁いただきました  
けれども、穂波線については確かに、私も昔あの  
辺に住んでいたの、よく話は聞いていたのです  
けれども、確かにそういう事故起きたよという話  
は私も聞いたことないのです。そういう意味では、  
これまではおかげさまで大丈夫だったと。ただ、  
そのすぐ横、中通り線のほうなんてつい3か月く  
らい前に車の脱輪事故があったのです。これは歩  
道のない場所での事故だったので、雪  
降り出したときに、穂波線の場合は歩道について  
いるから、いきなり車が来てということはないと  
思っているのだけれども、結局狭い道路で行き交  
おうと思ったときによけようと思って、片側に寄  
ったら片輪を落としてしまったと。動けなくな  
ってしまったと。一晩その車がそこから動けなくな  
ってしまったと。翌日警察の方と役場の方が対応  
させていただいて、車を除去したという事故も実は  
すぐ近所で起きているのです。こういったこと考  
えていくと、中通り線に関しては今後恐らく拡幅  
していくでしょうから、その問題はきっと解決  
していくと思っているのですけれども、そんなと  
ころで起きるのですかということがやっぱり往々  
にして起きるのが事故だと思うのです。だから、

よくこの部分というのはやっぱり注視して、場合によっては柵つけてあげるだとか、そういう処置を取っていったらあげたほうが、何も起こらないのが一番いいわけですから、何も起きないようにしていくというのも私は大切だと思うのですが、どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

中通り2号線は今後道道の話もありますので、その点を踏まえつつ必要に応じて歩行者の安全、安心を確保する施策を取っていくということでございます。

○議長（中井寿夫君） 大物議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時10分

---

再開 午後 1時20分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位3番、議席番号9番、寺田議員の発言を許します。

○9番（寺田 進君） 令和4年余市町議会第1回定例会に当たり、さきに通告しております質問を行います。

新型コロナワクチン接種について。2020年1月16日に日本で初めてとなる新型コロナの感染者の確認が発表されて以来、こうした事例が起こることは恐らく誰も予測できませんでした。その中で余市モデルという全国的にも評価を受けたワクチン接種をはじめ様々な対応をされている医療関係者、北後志コロナワクチンコールセンター、さらに行政職員の皆様の献身的な活動、行動に改めて敬意を表します。昨年11月下旬に南部アフリカで感染力が強いオミクロン株が発見され、世界的な感染拡大が起きました。余市町もワクチンの3

回目接種を2月から始めておりますし、3月から小児への接種も始まると伺っています。全国的に接種スピードがオミクロン株の拡大に追いついていないと言われる中、以下伺います。

①、3回目のワクチン接種はどの程度進んでいるのでしょうか。以前の接種との比較は難しいと思いますが、現状をどのように捉えていらっしゃるのか伺います。

②、小児へのワクチン接種の体制等の概要と小児及び保護者向けの安全性、有効性に関する情報の周知をどのようにされるのか伺います。

なお、今回の一般質問の通告は2月25日に提出させていただいておりますので、質問内容が情報不足で不明確な箇所もあるかと思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、寺田議員の質問に答弁します。

1点目の3回目のワクチン接種の進捗状況についてですが、12月中旬から医療従事者、施設入所、入院患者等の接種を1月から開始しております。また、2月からは65歳以上の高齢者等の接種とともに、64歳以下の前倒しを行い、令和4年2月25日時点で2回目接種完了者に対する接種率は約44%となっております。今回の接種についても余市医師会の協力の下、円滑に進んでいると考えます。

2点目の小児ワクチン接種の概要とワクチンに関する情報の周知についてですが、接種対象者は5歳から11歳までのお子さんで、小児用ファイザーワクチンを用いての2回接種となります。接種医療機関は小児科医がいる町内医療機関とし、保護者が相談しやすく受診しやすい体制を整えるとともに、個別案内や町ホームページを通じた周知をいたします。

○9番（寺田 進君） まず、3回目接種の件からお伺いしたいと思います。

これが新聞の折り込みチラシで、2月の末まで

いかないうちに恐らく全戸配布になっているかと思えます。その次、私のところにもおかげさまで3回目のワクチン接種券が届きました。その中に追加、3回目接種に使用するワクチンについてのお知らせという用紙が入っております。この中のよくあるご質問という中に1回目、2回目の接種をまだ受けていませんが、まだ受けられますかという質問がありまして、公費で受けられるのは令和4年9月30日までです。この期間であれば1回目、2回目、無料ですので、ご希望の方は早めに受けてくださいという案内といたしますか、質問が載っておりました。現状で余市町としてこの1回目、2回目の、様々な事情があって受けていない、これある意味で努力義務ですので、受けていない方もいらっしゃると思えますけれども、どの程度いらっしゃるのかもしれないか分るのであれば、教えていただきたいと思えます。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、寺田議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思えます。

2回接種者に関しては、65歳以上の高齢者が92.6%、全体では82.1%です。

○9番（寺田 進君） かなりの方当然受けられているという認識も持っておりますし、このとおりだと思われましても、この質問の中にあるように、まだ受けていらっしゃらない方、先ほど言ったように、病気だとかアレルギーだとかの関係で当然接種ができない方もいらっしゃいますけれども、私が町内何件、何十件かの訪問の中で様々お伺いしている中で、間違っただけの情報を持っていて、残念ながら接種をされていないと。素人の私が、医者でも何でもないので、詳しいことは分かりませんが、明らかに間違っただけの情報で接種をされていない方がいらっしゃるという、こういう方に、若干ではありますけれども、こういう形で3回目のときも接種受けられるから、ぜひともというふうに案内を出しているのですけれども、ではどこに連絡くださいとかどういうふうにする

ばいいか、町のラインの中では、用紙が届いていない方とか引越されてきた方とかというのはこちらにご連絡くださいとなっておりますけれども、もともと住んでいて、もともと届いている方にはそういう、ラインを見れば分かるのかも分かりませんが、再度徹底といたしますか、ご案内を差し上げるというご予定なんかはないでしょうか。その辺を伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、寺田議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思えます。

質問の趣旨としては1回目、2回目していない人へということですね。その方については、特に1回目、2回目早く済ませてくださいという案内はもう十分したわけで、これ以上はするつもりはありませんけれども、もちろん自分の信条を持ってやっている方がそもそもいますので、いずれにしてもコールセンターのほうで1回目、2回目接種のほうは取れたりもしますので、そちらのほうに問い合わせいただければと思っております。

○9番（寺田 進君） 続きまして、小児の接種の件で伺いたいと思えます。

小さなお子さん、当然これは努力義務でなくなっています。その中で先ほど町長はいろいろな、今もう既に子供たちにもその保護者にも説明はきちんと伝わっているはずだという、様々な情報で伝わっているはずだというふうに伺ったように私も感じているのですけれども、果たしてきちんとした正確なものが伝わっているかという、なかなか親御さん等にあれしても様々不明解なところもあるし、どうしたらいいのかわからないというご意見もこれ多々あります。そういった意味で、私も詳しくは見ていないので、何とも言えませんけれども、先ほど言った新聞折り込みに出していました。これにも5歳児から11歳児の接種についてできるようになりますよという、確かにそういうふうにはなっておりますけれども、これで安全

性とか有効性とかというのはなかなか難しいと思います。それと、これ2月末に入った広報に入りました。ここにも5歳から11歳のワクチン接種についてということである書いてあります。裏側は3回目接種とタクシーの送迎についての部分だけです。申し訳ないのですけれども、私が今まで見てきた情報の中では、ある意味ではこれしかないのかなと。これで果たして本人、また接種を受ける小児の本人、それと保護者が理解できているのか。若干難しいのではないかなというふうに思われるのですけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、寺田議員のご質問に答弁させていただきたいと思います。

具体的に何が分からないのか不明瞭なので、私の方の答弁もちょっと困難になるのですけれども、いずれにせよ安全性と有効性の情報提供については周知はしているというところであるので、具体的に何が分からないのかというのを教えていただかないと、これ以上の具体的な答弁はできないかと思えます。

○9番（寺田 進君） 再度では今の件を。

私個人の分かっている情報では、小児のワクチン接種については折り込みでまず入りました。その次に先月末、今月の広報の中で5歳から11歳のワクチン接種というのを入れてもらって、見えました。この以外に何か、ちょっと方法は私も分からないのですけれども、学校で皆さんに伝えているとか、お子さんがいらっしゃる方に別に郵送で送っているとか、説明書を。そういうことがあるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。厚生労働省も分かりやすいリーフレットを作成して、これ全文読みます。小児への接種を開始するに当たり、保護者、本人向けに分かりやすいリーフレットを作成、こうしたリーフレットも活用して、小児を特例臨時接種の対象に位置づける意義を十分に踏まえ、ワクチンの有効性、安全性に関

する情報を国民に対して丁寧に説明するという形でワクチンの分科会で発表になってはいますけれども、これ以外のものが実際接種する方、その保護者に伝わっているのかどうかを聞きたかったのです。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、寺田議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど答弁いたしました、個別案内しておりますし、あとはホームページ等を通じて情報を提供しているところでございます。

○9番（寺田 進君） 恐らく個別案内というのは、児童生徒と言ったら変ですね。選んで各家庭に届いていると思われまますので、うちも子供はもう大きくなって、おりません。そういう対象がいまないので、私の目には触れなかったとは思いますが、私の目には触れなかったとは思いますが、やっぱり先ほども言ったように、通常の接種の方、1回目、2回目のワクチンを様々な誤解等によって受けていない人もいらっしゃる。また、様々な事情でこういうワクチンの有効性、安全性を分かり得ない人たちがいるということがあってはならないと私も思っているわけです。ある意味では、小児以外、我々含めてワクチン接種は努力義務というふうに国も要するに言っております。努力義務というのは、接種を受けるように努めなければならないというふうな、ある意味ではこれ法律でなっています。ただし、受けるように努めるためには安全性、有効性を十分に一人一人に告知をするというのがこれ行政の責任ではないかなというふうに私は思うわけです。そういった意味においてしっかりと、特に小児の方がいらっしゃるご家庭は無症状であったり、本当に軽く済んでしまって、感染していることすら分からないという事例が多く聞かれます、全国的に。やっぱりしっかりとこの辺を踏まえた上でご家庭に通知をして、なるべく一人でも多く、これ非常に努力義務とか、それから外れたとかと難しいことはあるかも分かりませんが、行政として

も再度しっかりとこの辺の徹底を、徹底と言うとまたこれ強制になってしまうみたいな感じありますけれども、やっていただきたいなというふうに思いますが、この辺についてももしご見解があれば。それで最後にします。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、寺田議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

引き続き安全性、有効性については情報提供をしていくわけでございますけれども、人それぞれ信条などがありますので、こちらからももちろん強制はできないけれども、確かにおっしゃるように、これだけいろいろな情報があふれていて、正しくないであろう情報を真に受けて、ワクチン接種しないという話ももちろん聞いてはおりますけれども、その点に関しては公式な見解はやはり我々が提供する情報ですので、公式な見解を情報提供して、それに基づいて個人の判断になりますけれども、ワクチン接種していただければと思います。あとは、もちろん自分自身を守ることもありますけれども、社会を守るという側面もありますから、その点は考慮していただけたらなというふうには思っています。

○議長（中井寿夫君） 寺田議員の発言が終わりました。

---

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明2日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 1時37分

上記会議録は、枝村書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長            3番    中    井    寿    夫

余市町議会議員          10番   彫   谷   吉   英

余市町議会議員          11番   茅   根   英   昭

余市町議会議員          12番   近   藤   徹   哉